

○宮城県監査委員告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による宮城県知事に対する措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査結果を宮城県知事に勧告していたが、次のとおり通知があったので、同条第9項の規定に基づき公表する。

平成28年4月28日

宮城県監査委員 工藤 鏡子

宮城県監査委員 成田 由加里

宮議第31号

平成28年4月28日

宮城県監査委員 工藤 鏡子 殿

宮城県監査委員 成田 由加里 殿

宮城県知事 村井 嘉浩

住民監査請求に係る監査結果に基づく措置について(通知)

平成28年4月8日付け宮監委第3号で勧告のありましたこのことについて、下記のとおり措置しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき通知します。

記

1 勧告の内容

本件監査において、安部孝議員の事務所費（管理運営費）に係る政務活動費充当について、明らかな使途基準違反が認められたので、422,067円の返還を求めること。

2 措置の結果

平成28年4月15日付け宮議第23号で安部孝議員の所属会派である自由民主党・県民会議会長に対し、平成28年5月6日までに422,067円を返還するよう通知したところ、同額が平成28年4月18日に返還された。